

前払金のご担当者様へ

前払金の払出手続 一部変更のご案内

令和9年5月

開始予定

お客様に、よりスムーズにお手続きいただけるよう、
令和9年5月より、前払金の払出手続を一部変更いたします

書類作成の事務負担を軽減!!

- ✓ 必要な様式を1枚に統合
- ✓ 押印を廃止
- ✓ 記載項目を削減

1 様式変更 「前払金使途内訳明細書」と「前払金払出依頼書」の様式を1枚に統合します

変更前

前払金使途内訳明細書

当社へ提出

前払金払出依頼書

預託金融機関へ提出

変更後

前払金払出依頼書(兼 使途内訳明細書)

当社へ提出 → 当社の確認後、預託金融機関へ提出

【新様式】前払金払出依頼書(兼 使途内訳明細書)

前払金払出依頼書(兼 使途内訳明細書)

(預託金融機関)

照合番号 1234

大坂銀行 立売堀支店

払出日 令和9年6月28日以降

大坂市西区立売堀2-1-2 西日本建設(株)

207600****

前払金額	払出先	払出金額	払出方法	前払金を使用する項目
40,000,000		27,000,000		
			払出合計金額	10,000,000
				8,000,000
				17,000,000
支払先名称	払出金額	払出方法		前払金を使用する項目
A建設(株)	3,000,000	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 下請代金 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用労務費 <input type="checkbox"/> その他()
B建設(株)	2,000,000	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 下請代金 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用労務費 <input type="checkbox"/> その他()
自社	1,500,000	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 下請代金 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用労務費 <input checked="" type="checkbox"/> その他(当該工事の現場管理費等)
自社	2,500,000	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 下請代金 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用労務費 <input checked="" type="checkbox"/> その他()
O建設(株)	1,000,000	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 下請代金 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用労務費 <input checked="" type="checkbox"/> その他(運搬リース代)
(小計)		4,000,000	2,000,000	4,000,000

令和9年6月21日

西日本建設業保証株式会社 受付承認欄

西日本建設業保証株式会社

預託金融機関 記入欄

※今後の検討により内容が一部変更となる場合があります

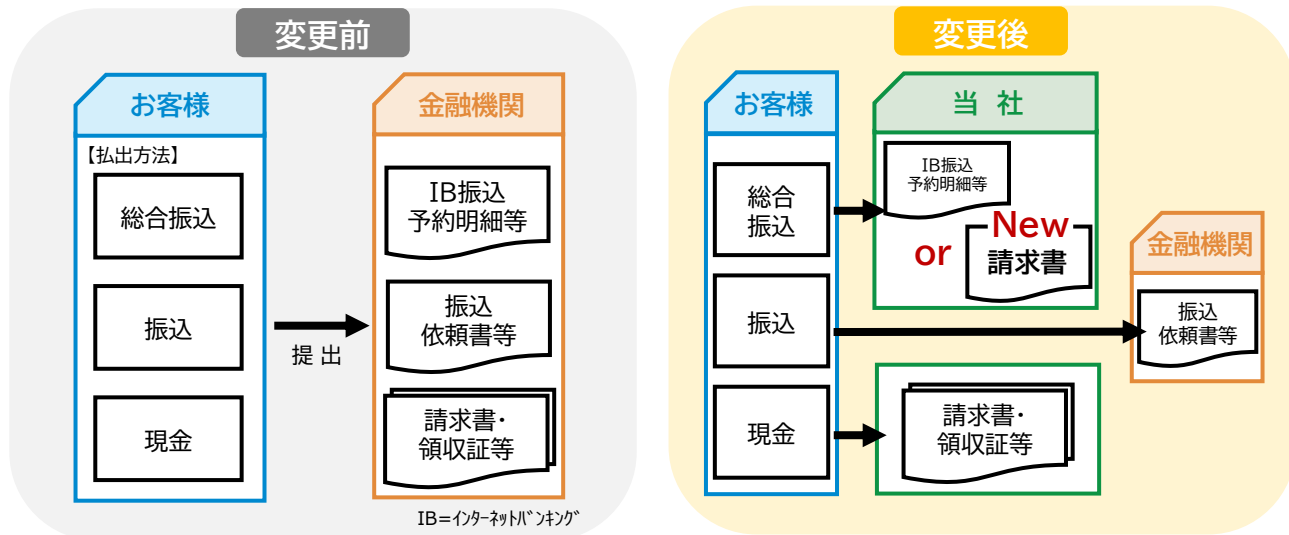
- 押印を廃止しました
- 支払先の記載項目を見直しました
※これまでのような前払金額全体の支払予定を記載いただく必要はありません
支払先や支払金額が確定した内容について、都度、前払金払出依頼書(兼 使途内訳明細書)を作成し、当社へご提出ください
- 払出日欄には、預託金融機関窓口で、
手続を行う日を記載してください
※払出日以降であれば、いつでも払出手続が可能です
- 照合番号 5 当社受付欄は、
当社が確認後に記載します
インターネット保証サービス
※eNet保証をご利用の場合、
当社の確認後に、④⑤が表示されます
印刷のうえ、預託金融機関へご提出ください

金融機関窓口での待ち時間を削減!!

- ✓ 当社が書類を事前確認
- ✓ 金融機関窓口での払出手続を円滑化

2 書類提出先の変更

支払先や払出金額を確認する書類（証明資料）の一部を、当社が確認します



【ご注意】

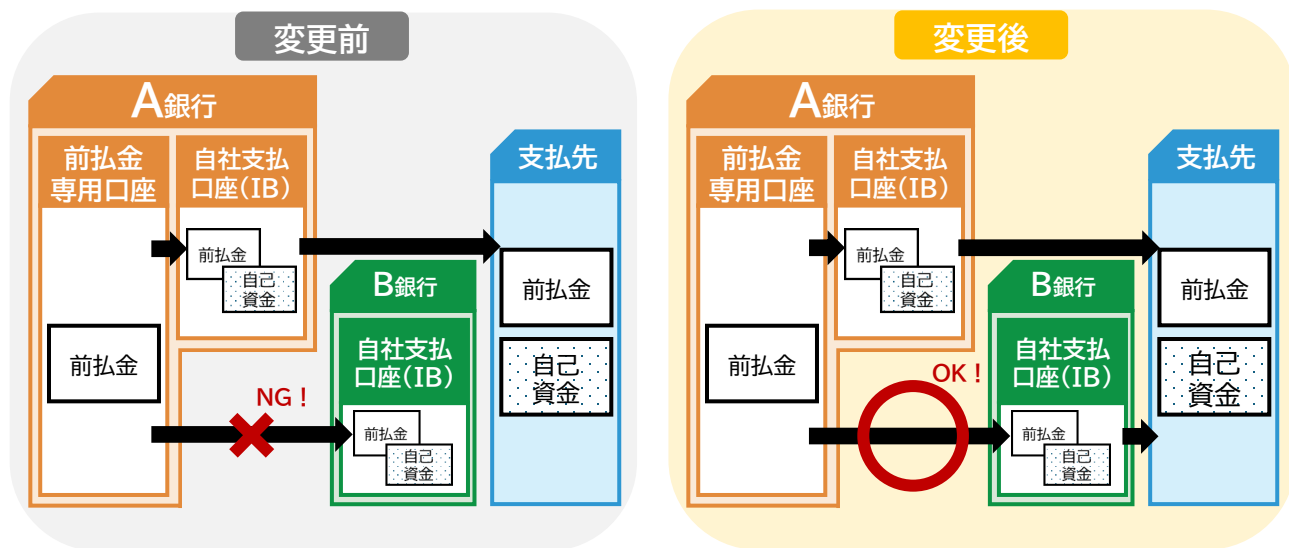
手続変更後も、当社に「支払先を確認できる書類（施行体系図、下請届、請求書等）」を別途ご提出いただく必要があります
 払出方法が総合振込の場合、請求書を「支払先を確認できる書類」と「証明資料」の共通書類としてご提出いただくことも可能です

「総合振込」がより便利に!!

- ✓ 全ての自社支払口座から振込可能
- ✓ I B利用で振込手数料を軽減
- ✓ 金融機関の混雑日を回避

3 前払金振替条件の変更

前払金を、他行にある自己資金と併せて、支払先へ振込できるようになります



今回の手続変更により、当社がおすすめする前払金の払出方法「総合振込」の利便性が向上しました

この機会に、総合振込の活用をご検討ください!!

電子保証の利用状況

(1)電子保証とは

- ・ 電子保証とは、従来の「保証証書(書面)」に代わる「電子証書」を、受発注者がインターネットを通じて確認することができる仕組みです。
- ・ 電子保証をご利用いただくことで、申込当日に保証証書を受領することが可能になり、さらに発注者へ保証証書を持参する必要がなくなるため、業務の効率化につながります。

(2)電子保証の実績(件数)

	令和7年度		令和6年度	
	電子保証件数	利用率	電子保証件数	利用率
国	228	87%	209	79%
独立行政法人等	25	35%	16	30%
広島県	672	76%	541	57%
市町	299	15%	20	1%
その他	40	22%	7	4%
計	1,264	37%	793	22%

利用率(%)=電子保証件数/全保証件数

(3)電子保証の導入発注者(広島県内地方公共団体)

※日付け(例：R6.6)は運用開始年月

令和8年5月1日現在

県	県庁所在地	市町							導入市町数	導入率
		R6.5 北広島町	R6.10 世羅町	R6.11 江田島市	R7.4 廿日市市	R7.4 大竹市	R7.4 尾道市	R7.4 東広島市		
R6.6 広島県		R7.4 熊野町	R7.10 府中町	R8.4 福山市	R8.4 府中市	R8.4 三次市	R8.4 坂町		13	56%

電子保証のご案内

当社は、令和4年5月9日より、国土交通省発注工事を対象に電子保証のお取り扱いを開始しましたが、令和6年6月1日より、広島県発注工事においても、電子保証のお取り扱いが可能となりました。従来の保証証書（書面）における手続きに比べて、「受取から提出にかかる時間の削減」、「書類保管の軽減」が可能となりますので、是非、電子保証をご利用ください。

1. はじめに

電子保証とは？

書面の「保証証書」に代わり「電子証書」（保証証書に記載する内容が記録されたデータ）を受発注者がインターネットを通じて確認することができる仕組みです。

ご利用の要件

- 1 発注者が電子保証に対応していること
- 2 お客様が「e-Net保証」を利用し保証申し込いただくこと



2. 電子保証の仕組み

電子保証の仕組み

お客様



1 保証申込 (e-Net保証にて)

3 電子証書・認証キー登録のお知らせ

4 電子証書の確認・
認証キーの取得

5 保証契約番号・認証キー
(認証キー等のお知らせ)

発注者



6 電子証書の閲覧

保証契約番号
認証キー

当社

インターネット保証サービス **e-Net保証**

2 電子証書・認証キー※
(保証契約締結後に表示)



※発注者がD-Sure(発注者用保証確認サービス)において電子証書を閲覧するために必要となる暗証番号

D-Sure

(発注者用保証確認サービス)



日本電子認証(株)



3. お申込の流れ (STEP1,2)

STEP 1

e-Net保証より保証申込 ~ 保証証書の受取方法は、「電子交付」を選択 ~



1 ログイン

2 前払金保証・契約保証 申込

3 契約保証済の前払金保証 申込

4 中間前払金保証 申込

5 保存中・手続き中一覧

6 保証契約締結後の変更

保証申込

連絡事項等の入力画面

保証証書の受取方法

電子交付を希望する

「電子交付を希望する」を選択

1 当社HPよりログインする

<https://www.wjcs.net/> 西日本建設業保証 検索

保証契約締結後に、「電子証書・認証キー登録のお知らせ」メールをお客様へお送りします

STEP 2

お知らせメールをご確認後、
e-Net保証「電子証書の確認はこちら」を
クリック

2 当社HPより「電子証書の確認はこちら」を
クリックしログイン画面へ



ログインする際のお客様ID・パスワードは、
e-Net保証のお客様ID・パスワードと共通です。



2 電子証書の確認はこちら

3. お申込の流れ (STEP3,4)

STEP 3

電子証書の内容を確認

STEP 4

認証キー等の取得 及び発注者へ提出



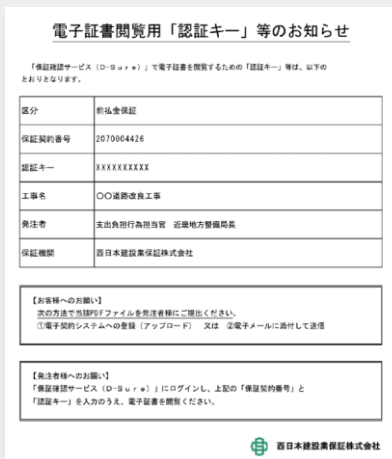
③ 該当する保証契約番号をクリック

④ 「認証キー」の表示をクリック

次画面より「認証キー等のお知らせ」
(PDFファイル)をダウンロード



この画面は、印刷・保存が可能です。



【重要】 当該PDFファイルを「発注者」へご提出ください

※STEP3で保存したファイルを誤ってご提出しないようご注意ください

発注者はD-Sure(発注者用保証確認サービス)を通じて、電子証書を開覧します。

発注者が電子証書を開覧するためには、お客様から発注者へ、STEP4で取得した「認証キー等のお知らせ(PDF)」をご提出いただく必要があります。ご提出方法をあらかじめ発注者にご確認いただくと、お手続きがスムーズです。

4. Q&A

Q

電子保証を利用するには
どのような手続きが必要ですか。

A

e-Net保証のID登録が必要になります。
すでにID登録がお済みの場合は、新たな
手続きは不要です。

Q

全ての保証証書が電子保証の
対象となりますか。

A

対象は以下のとおりとなります。

- ・前払金保証
- ・中間前払金保証
- ・契約保証

※契約保証予約は対象外です。

Q

広島県における
電子保証の対象案件を
教えてください。

A

令和6年6月1日以降の契約締結分が
対象となります。

なお、令和6年5月31日以前の契約締結分も
変更契約を交わすことで対応が可能です。



インターネット保証サービス e-Net保証のご案内



e-Net保証とは、インターネットから保証のお申込みができるサービスです

POINT

特徴



- ① 登録料、ご利用にかかる**手数料は一切不要**です。(通信料はお客様負担となります)
- ② ID・パスワードによって、お客様を認識しますので、**申込毎の押印は不要**です。
- ③ 当社がおすすめする工事の場合、申込内容(工事名や発注者名等)の一部をあらかじめ登録していますので、**簡単にお申込み**ができます。
- ④ e-Net保証から前払金保証のお申込みをいただくと、お申込み毎に**保証料が200円割引**となります。
※対象は、前払金額(保証金額)が300万円以上のお申込み



e-Net保証でできること



(※) 電子保証とは、従来の「保証証書(書面)」に代わる「電子証書」を、受発注者がインターネットを通じて確認することができる仕組みです。電子保証のご利用には、e-Net保証を利用し、保証申込みをしていただく必要があります。

「e-Net保証」をご利用いただくには / → 裏面をご覧ください

お気軽に弊社へお問合わせください。

 西日本建設業保証株式会社 広島支店

〒730-0037 広島市中区中町8番18号(広島クリスタルプラザ8F)

TEL **082-243-3378** [営業時間(平日)] 9:00 ▶ 17:00

FAX  **0120-504-168**

西日本建設業保証 <https://www.wjcs.net/>

検索



「e-Net保証」をご利用いただくには

簡単 3ステップ //

事前にID登録が必要です。当社ホームページの「申請フォーム」よりお申込みください。

- 1 当社のホームページにアクセスし、メニュー「e-Net保証とは」をクリック

西日本建設業保証 <https://www.wjcs.net/>



- 2 メニュー「お客様IDをお持ちでない方」をクリック



- 3 必要事項を記入してお申込み

1 e-Net保証システム利用申込 WEB申請フォーム

3

申込者情報

名称 (全角) 例: 西日本建設業保証株式会社

郵便番号 (半角、ハイフンなし) 申込先支店 ※黒罫りの支店を選択してください。

住所 (全角)

電話番号 (半角、ハイフンあり)

担当者情報

担当者名 (全角)

部署・役職名 (任意、全角)

「個人情報および法人等の団体情報の利用目的」とインターネット保証サービス利用規約を承認のうえ、上記のとおり申込みをします。

申込 (ID申請)

「e-Net保証」サービスが分かりやすい /

動画で見る「e-Net保証」

ホームページには「サービスご案内動画」や「操作マニュアル動画」をご用意しております。ぜひご覧ください。

サービスご案内動画



<https://www.wjcs.net/enet/>



操作マニュアル動画



https://www.wjcs.net/enet/mv_manual.php

